知識等習得コースのうち介護分野の職場見学等推進事業について

第１　目的

　　　介護未経験者等に対して、介護分野及び障害福祉分野（以下「介護分野等」という。）の事業所における職場見学、職場体験、職場実習を訓練カリキュラムに盛りこんだ職業訓練コースを実施することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保を促進することを目的とする。

第２　訓練コースの設定

　（１）訓練内容について

知識等習得コースとして実施することとし、その訓練期間は２か月以上１年以下とし、介護職員初任者研修科または介護職員実務者研修科に職場見学、職場体験、職場実習のいずれかを組み込んだ職業訓練を実施する。

　（２）職場見学等の内容

　　　イ 職場見学等の設定

訓練カリキュラムに職場見学、職場体験、職場実習（以下、「職場見学等」という。）のいずれかを組み込むこと。

職場見学等の受入先は、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、障害福祉施設などの中から訓練生の就業ニーズを踏まえて選定し、**訓練生それぞれについて、複数（２か所以上）の施設における職場見学等を実施すること。**

なお、同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を行った場合や、同一施設内で複数の介護サービスや障害福祉サービスについて職場見学等を行った場合は、それぞれを１か所としてカウントするが、複数のサービスを一体的に提供する施設（小規模多機能型居宅介護事業所等）については、原則として１か所とカウントすること。

　　　ロ 職場見学等の実施時間

総訓練設定時間のうち、**職場見学等の実施時間（合計）は、６時間以上とすること。**

ハ 職場見学等の実施方法

職場体験及び職場実習は、介護分野等の事業所の現場で実施するものであるが、職場見学のみはオンラインで行うことが可能であること。

第３　委託費等に係る留意事項

1. 職場見学等推進費

当該訓練コースの委託費は、知識等習得コースにおける訓練実施経費及び就職支援経費に、職場見学等推進費を加えて算出する。

イ 職場見学等推進費の単価

　　　　職場見学等推進費は、以下の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が　８０％以上である場合に支払うこととし、**単価は訓練生１人当たり１０，０００円（外税）とする。**

＜職場見学等実施率＞

職場見学等実施率＝（ｂ＋ｃ）÷（ａ＋ｃ－ｄ）×１００

ａ：修了者

ｂ：修了者のうち２か所以上かつ６時間以上職場見学等に出席した者

ｃ：中途退校者のうち２か所以上かつ６時間以上職場見学等に出席した者

ｄ：修了者のうちやむを得ない理由（企画書作成のための仕様書に定めるものに限る。）により２か所以上または６時間以上職場見学等に出席できなかった者

ロ 職場見学等推進費の支払額

職場見学等推進費は、以下によって計算される額を支給する。

**＜職場見学等推進費の支払額＞**

**入校者数×職場見学等推進費**

1. 職場見学等の確認方法

イ 企画提案時の確認

企画提案時に、「職場見学等実施計画書」（様式９号）を提出すること。

ロ 訓練終了後の確認

委託先機関は、職場見学等を実施した場合は、「職場見学等実施報告書　受入先事業所確認票」を作成し、受入先事業所の確認を受けること。

また、訓練終了後、「職場見学等実施報告書」を委託者に提出すること。提出に当たっては、内容について訓練生の確認を受けたことがわかる書類及び「職場見学等実施報告書　受入先事業所確認票」を添付すること。

なお、訓練期間が３か月を超える場合、３か月毎に訓練実施経費を支払うことは可能であるが、職場見学等推進費は訓練終了後に支払う。

第４　職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い

職場見学等を実施中の訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する**民間保険（職業訓練生総合保険等）への加入を義務付けるものとする。**

ただし、オンラインで行う職場見学のみを実施する場合はこの限りではない。

第５　その他

委託先機関は、県社会福祉協議会（福祉人材センター）等が実施する介護分野就職支援金及び障害福祉分野就職支援金の貸付制度について周知等の依頼があった場合には、適切に対応すること。